令和８年 10 月 30 日

# 青森県青少年健全育成条例第 13 条第１項に該当する図書類の一例
（令和８年 10 月指定分）

青森県青少年健全育成条例（昭和 54 年 12 月青森県条例 34 号）第 13 条第１項の規定に基づき、第 12 条第１項により青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものとして指定されたとみなされる図書類の一例は次のとおりです。

１　指定されたとみなされる図書類の一例（書籍４冊）

| 種別 | 名称 | 発行所 | コード番号 |
|---|---|---|---|
| 書籍 | 劇画ロマンス　vol.44 | ㈱大洋図書 | ISBN978-4-8130-5793-2 |
| 書籍 | 劇画シークレット　vol.37 | ㈱大洋図書 | ISBN978-4-8130-5795-6 |
| 書籍 | 月刊劇漫スペシャル　2026 年 11 月号 | ㈱竹書房 | 雑誌 13545-11 |
| 書籍 | 本当にあった主婦のナイショ話　虜 | ㈱竹書房 | ISBN978-4-8019-7784-6 |

また、上記の図書類だけでなく、次の基準に該当するものは、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものとして指定されたとみなされる図書類に該当しますので、これらの図書類の販売又は貸付けを業とする者におかれては、青少年に販売し、貸し付け、見せ、読ませ、聞かせ、又は交換によって入手させないよう御配慮をお願いします。

① 書籍その他の出版物（条例第 13 条第１項第１号）

全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下同じ。)が総ページの３分の１以上を占めるもの

② 映像又は音声が記録されているテープ、DVD、CD-ROM その他の物品
（条例第 13 条第１項第２号）

全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写した場面で規則で定めるものが総場面の３分の１以上を占め、又はその描写の時間が合わせて３分を超えるもの

○規則で定めるもの（青森県青少年健全育成条例施行規則第３条）

第３条　条例第１３条第１項第１号に規定する規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした写真又は絵を含む。)とする。

一　全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

イ　女性の大腿部を開いた姿態

ロ　陰部、臀部又は女性の胸部を誇示した姿態

ハ　自慰の姿態

ニ　女性の排泄の姿態

ホ　男女の愛撫の姿態

ヘ　緊縛の姿態

二　性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

イ　性交又はこれを連想させる行為

ロ　強姦その他の陵辱行為

ハ　同性間の性行為

ニ　変態性欲に基づく性行為

２　条例第１３条第１項第２号に規定する規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。